



# 熊本県公報

第 1 2 2 0 2 号

平成 25 年 4 月 2 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○景観整備機構の名称の変更	(都市計画課) 1
○高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく指定登録機関の名称の変更	(住宅課) 2
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(くらしの安全推進課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 ) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	( 〃 ) 3
○指定介護予防サービス事業者の指定	( 〃 ) 3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課) 4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	( 〃 ) 4
○保安林の指定施業要件の変更	( 〃 ) 4
○水防警報河川の廃止	(河川課) 4
○水防警報河川の指定	( 〃 ) 5
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 5
○種畜証明書書換交付	(畜産課) 5
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 5
○平成 2 5 年度熊本港官公庁船だまり浮棧橋の施行使用料徴収事務委託	(港湾課) 5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課) 6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の廃止	( 〃 ) 6
○道路の区域変更	(道路保全課) 7
○平成 2 5 年度予算の要領	(財政課) 7
<b>公 告</b>	
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 69
○熊本都市計画公園の変更	(都市計画課) 69
○熊本都市計画地区計画の変更	( 〃 ) 69
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課) 70
○熊本県保健医療計画の変更	(健康福祉政策課) 70
<b>登 載 依 頼</b>	
○公示送達	(熊本県収用委員会) 71
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	(警察本部交通企画課) 71

## 告 示

### 熊本県告示第 3 7 4 号

景観法(平成 1 6 年法律第 1 1 0 号)第 9 2 条第 3 項の規定による変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 景観整備機構の名称及び所在地  
公益社団法人熊本県建築士会  
熊本市中央区神水一丁目 3 - 7
- 2 届出の内容  
名称の変更  
変更前 社団法人熊本県建築士会  
変更後 公益社団法人熊本県建築士会
- 3 変更年月日

平成 2 5 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 3 7 5 号**

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 1 3 年法律第 2 6 号）第 3 1 条第 2 項の規定により指定登録機関の名称の変更の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のおり公示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 変更前の指定登録機関の名称  
財団法人熊本県建築住宅センター
- 2 変更後の指定登録機関の名称  
一般財団法人熊本県建築住宅センター
- 3 名称の変更日  
平成 2 5 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 3 7 6 号**

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 5 年 3 月 2 5 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	女囚 7 0 1 号 さそり外伝 第 4 1 雑居房（新東宝） ホテル嬢 悦楽とろけ乳（オーピー） 抱きたい人妻 こすれる感触（オーピー） 欲情人妻姉妹（新東宝） 吉沢明歩 したくてしたくて（新東宝） さみしい未亡人 なぐさめの悶え（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

**熊本県告示第 3 7 7 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具 くわの実 荒尾市上平山 4 3 9 番地 1	株式会社レジデンスリペア二友	平成 2 5 年 4 月 1 日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具 くわの実 荒尾市上平山 4 3 9 番地 1	株式会社レジデンスリペア二友	平成 2 5 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 3 7 8 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具 くわの実 荒尾市上平山 4 3 9 番地 1	株式会社レジデンスリペア二友	平成 2 5 年 4 月 1 日

## (特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
福祉用具 くわの実 荒尾市上平山439番地1	株式会社レジデンスリペア二友	平成25年4月1日

**熊本県告示第379号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション 八代 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	セントケア九州株式会社	平成25年4月1日

**熊本県告示第380号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション 八代 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	セントケア九州株式会社	平成25年4月1日

**熊本県告示第381号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション 八代 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	セントケア九州株式会社	平成25年4月1日

**熊本県告示第382号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
セントケア訪問看護ステーション 八代 八代郡氷川町宮原字下宮後479番	セントケア九州株式会社	平成25年4月1日

**熊本県告示第383号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成25年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第384号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成25年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
玉名市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第385号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
平成25年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県玉名市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第386号**

平成24年3月30日熊本県告示第423号（水防警報河川の指定）は、廃止する。  
平成25年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第 3 8 7 号**

水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）第 1 6 条第 1 項の規定により次の河川を水防警報河川に指定する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 河川名 一級河川白川
- 2 (1) 指定区間 左岸：熊本市東区新南部一丁目 5 4 3 番の 5 地先の小礮橋から熊本市東区鹿帰瀬町 1 2 5 番の 2 地先まで  
右岸：熊本市中央区黒髪七丁目 7 7 3 番地先の小礮橋から菊陽町大字津久礼字鶴中まで
- (2) 指定区間 左岸：菊陽町大字辛川字久保から大津町大字外牧字畑鶴  
右岸：菊陽町大字津久礼字鶴中から大津町大字瀬田字上砂蓋
- (3) 指定区間 左岸：両併川合流点から渋谷川合流点まで  
右岸：両併川合流点から渋谷川合流点まで

**熊本県告示第 3 8 8 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 かぜの杜 八代郡氷川町鹿島 1 9 2 7 番地	株式会社西福	平成 2 5 年 4 月 2 日

**熊本県告示第 3 8 9 号**

次のとおり種畜証明書を書換交付したので、家畜改良増殖法（昭和 2 5 年法律第 2 0 9 号）第 8 条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	(新)	(旧)
11342524223	種畜の名前の変更	玉波重	玉龍
11371138576	種畜の名前の変更	弦球	光優

**熊本県告示第 3 9 0 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ともち未来病院居宅介護支援センター 下益城郡美里町洞岳 1 3 0 8 番地	社会福祉法人黎明会	平成 2 5 年 4 月 1 日

**熊本県告示第 3 9 1 号**

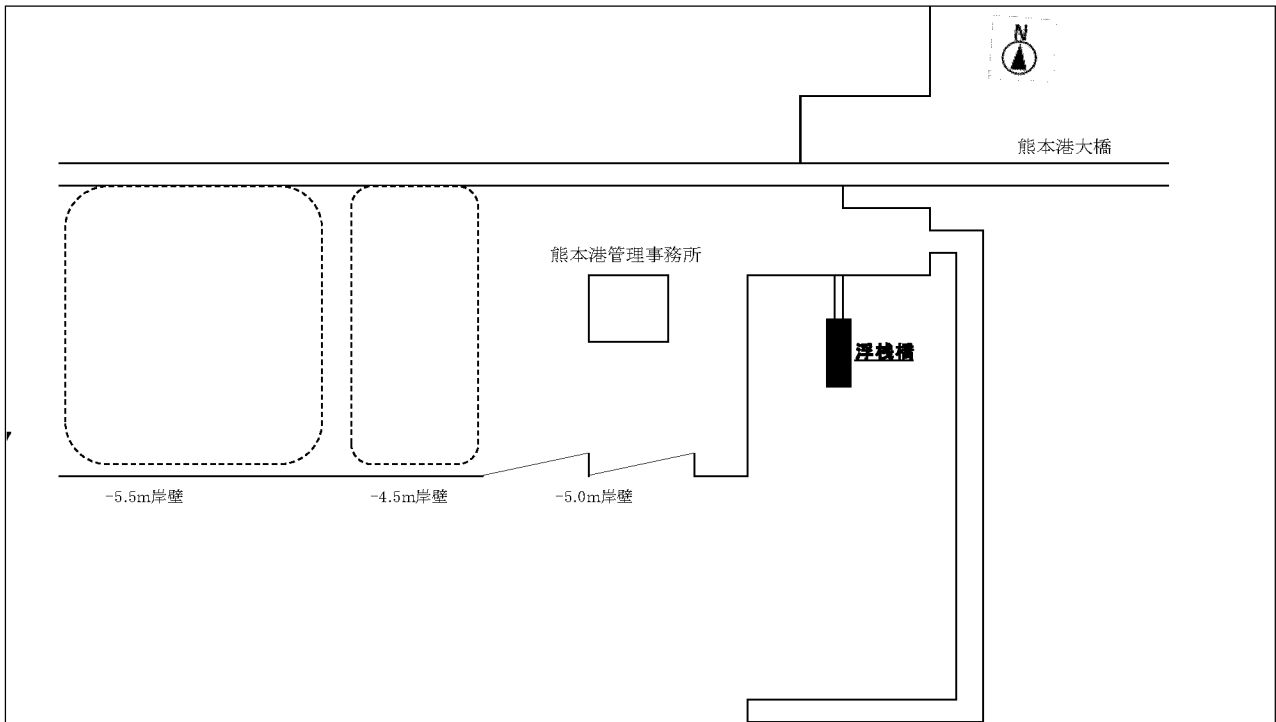
地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定により次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容

熊本県港湾管理条例（昭和 4 1 年熊本県条例第 4 2 号）第 6 条第 1 項の規定による使用料（熊本港の次の位置にある浮棧橋に係るものに限る。）の徴収事務



- 2 委託の相手方  
熊本フェリー株式会社 熊本市西区新港一丁目 2 番
- 3 委託期間  
平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで

熊本県告示第 3 9 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
在宅訪問マッサージ あいの手天草	荒木 司	天草市北浜町 2 6 3 8 - 2 3	平成 2 5 年 3 月 1 4 日

熊本県告示第 3 9 3 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の施術者から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	廃止年月日
荒木 司	荒木 司	天草市五和町鬼池 1 3 9 1 番地	平成 2 4 年 1 1 月 1 日

熊本県告示第 3 9 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 4 月 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 2 4 号	天草郡苓北町富岡字船場 3 5 5 0 番 1 地先から 同所 3 5 4 7 番 1 地先まで	前	19.3 ～ 20.9	36.3	やさ道 交国 1
			後	19.3 ～ 22.7		

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県告示第 3 9 5 号

平成 2 5 年度熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が平成 2 5 年 2 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により公表する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 2 5 年度熊本県一般会計予算

平成 2 5 年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 717,964,192 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（貸金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円
		132,080,476
	1 県 民 税	53,220,883
	2 事 業 税	19,898,058
	3 地 方 消 費 税	16,070,282
	4 不 動 産 取 得 税	2,773,648
	5 県 た ば こ 税	2,143,369
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	614,425
	7 自 動 車 取 得 税	2,221,180
	8 軽 油 引 取 税	13,538,002
	9 自 動 車 税	21,399,591
	10 鉦 区 税	8,974
	11 狩 猟 税	42,355
12 産 業 廃 棄 物 税	149,709	
2 地 方 消 費 税 清 算 金	35,886,403	



款	項	金 額
		千円
	1 地方消費税清算金	35,886,403
3 地方譲与税		24,337,010
	1 地方法人特別譲与税	21,446,000
	2 地方揮発油譲与税	2,753,000
	3 石油ガス譲与税	125,000
	4 地方道路譲与税	10
	5 航空機燃料譲与税	13,000
4 地方特例交付金		427,000
	1 地方特例交付金	427,000
5 地方交付税		214,672,000
	1 地方交付税	214,672,000
6 交通安全対策特別交付金		463,000
	1 交通安全対策特別交付金	463,000
7 分担金及び負担金		5,056,267
	1 分 担 金	605,643

款	項	金 額
		千円
	2 負 担 金	4,450,624
8 使用料及び手数料		6,718,866
	1 使 用 料	3,829,527
	2 手 数 料	2,889,339
9 国庫支出金		107,018,574
	1 国庫負担金	38,356,270
	2 国庫補助金	66,130,747
	3 国庫委託金	2,531,557
10 財産収入		1,551,892
	1 財産運用収入	1,018,382
	2 財産売払収入	533,510
11 寄 附 金		148,441
	1 寄 附 金	148,441
12 繰 入 金		47,229,123
	1 特別会計繰入金	637,277

款	項	金 額
		千円
	2 基金繰入金	46,591,846
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		35,103,139
	1 延滞金、加算金及び過料等	394,365
	2 県預金利子	101,060
	3 貸付金元利収入	24,550,883
	4 受託事業収入	863,317
	5 収益事業収入	3,891,194
	6 利子割精算金収入	11,346
	7 雑収入	5,290,974
15 県債		107,272,000
	1 県債	107,272,000
歳入合計		717,964,192

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,352,115
	1 議 会 費	1,352,115
2 総 務 費		30,529,323
	1 総 務 管 理 費	11,543,526
	2 企 画 費	6,249,416
	3 徴 税 費	6,780,197
	4 市 町 村 振 興 費	3,266,861
	5 選 挙 費	1,004,026
	6 防 災 費	846,974
	7 統 計 調 査 費	462,478
	8 人 事 委 員 会 費	185,133
	9 監 査 委 員 費	190,712
3 民 生 費		86,479,689
	1 社 会 福 祉 費	60,393,997

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	21,569,395
	3 生 活 保 護 費	4,453,447
	4 災 害 救 助 費	62,850
4 衛 生 費		55,998,488
	1 公 衆 衛 生 費	37,177,476
	2 環 境 衛 生 費	15,816,821
	3 保 健 所 費	1,716,764
	4 医 薬 費	1,287,427
5 勞 働 費		4,412,218
	1 勞 政 費	174,933
	2 職 業 訓 練 費	1,626,497
	3 失 業 対 策 費	2,494,449
	4 勞 働 委 員 会 費	116,339
6 農 林 水 産 業 費		57,075,444
	1 農 業 費	15,335,105

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	2,663,455
	3 農 地 費	16,083,219
	4 林 業 費	17,049,908
	5 水 産 業 費	5,943,757
7 商 工 費		31,186,489
	1 商 業 費	25,411,411
	2 工 鉦 業 費	5,212,929
	3 観 光 費	562,149
8 土 木 費		80,072,633
	1 土 木 管 理 費	2,413,876
	2 道 路 橋 り よ う 費	34,759,768
	3 河 川 海 岸 費	25,986,356
	4 港 湾 費	4,167,831
	5 都 市 計 画 費	10,699,627
	6 住 宅 費	2,045,175

款	項	金 額
9 警 察 費		千円 39,326,716
	1 警 察 管 理 費	35,579,019
	2 警 察 活 動 費	3,747,697
10 教 育 費		166,538,316
	1 教 育 総 務 費	27,208,549
	2 小 学 校 費	60,003,971
	3 中 学 校 費	33,811,002
	4 高 等 学 校 費	30,874,332
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,103,853
	6 大 学 費	906,886
	7 社 会 教 育 費	2,086,972
	8 保 健 体 育 費	1,542,751
11 災 害 復 旧 費		6,296,188
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	3,557,189
	2 土 木 災 害 復 旧 費	2,663,271

款	項	金 額
		千円
	3 教育災害復旧費	75,728
12 公 債 費		114,582,801
	1 公 債 費	114,582,801
13 諸 支 出 金		43,913,772
	1 繰 出 金	4,534,102
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	430,098
	3 自動車取得税金 交 付 金	1,583,435
	4 利子割交付金	368,314
	5 利子割精算金	830
	6 地方消費税金 清 算 金	15,794,875
	7 地方消費税金 交 付 金	18,052,356
	8 配当割交付金	197,685
	9 株式等譲渡所得割金 交 付 金	69,699
	10 軽油引取税金 交 付 金	2,882,378
14 予 備 費		200,000



款	項	金 額
	1 予 備 費	千円 200,000
歳 出	合 計	717,964,192

## 第2表 債務負担行為

## 設 定

事 項	期 間	限 度 額
		千円
1 県立劇場施設整備事業 熊 本 市	平成26年度	193,404
2 松橋収蔵庫施設整備事業 宇 城 市	平成26年度 ～平成30年度	128,735
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	26,299 26,542 26,786 26,786 22,322
3 南部発達障がい者支援センター運營業務	平成26年度 ～平成29年度	109,659
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	27,101 27,352 27,603 27,603
4 要保護児童進学応援資金貸付 児童養護施設、里親等から大学等へ進学する 者に対する生活費等資金の貸付け	平成26年度 ～平成28年度	4,137
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度	1,379 1,379 1,379
5 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号) に基づく平成25年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	平成25年度 ～平成28年度	7,500
6 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	平成26年度 ～平成28年度	27,570
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度	9,190 9,190 9,190

事 項	期 間	限 度 額
7 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸付け	平成26年度 ～平成30年度	千円 71,790
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	14,358 14,358 14,358 14,358 14,358
8 離職者訓練等委託業務	平成26年度	145,960
9 農地保有合理化事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に2億円を限度額として農地保有合理化事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	平成25年度 ～平成36年度	120,000
10 農地保有合理化事業損失補償 社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に9億8,300万円を限度額として農地保有合理化事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	平成25年度 ～平成36年度	589,800
11 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成25年度において総額32億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成26年度 ～平成46年度	285,754
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度 平成44年度 平成45年度 平成46年度	30,508 31,500 31,500 29,661 27,166 24,638 22,112 19,585 17,057 14,531 12,004 9,477 6,950 4,423 1,896 1,042 778 543 307 72 4

区 分	期 間	利子補給率
個 人	農 協 銀 行 15年 以内	年1.25%以内
共 同	農 協 銀 行 20年 以内	年1.25%以内
		年0.40%以内

事 項	期 間	限 度 額				
12 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、平成25年度において総額 8 億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成26年度 ～平成41年度	千円 75,213				
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度	9,658 10,000 10,000 9,199 8,084 6,952 5,822 4,691 3,559 2,429 1,804 1,377 961 544 127 6				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.25%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.25%以内		
期 間	利子補給率					
15年以内	年1.25%以内					
13 熊本広域大水害被害対策保証料助成 平成24年7月12日熊本広域大水害により被害を受けた農業者等が、収入減の補てん、経営再建、農業生産施設等の復旧等に必要な資金の借入れに伴い、熊本県農業信用基金協会の保証を受ける場合の農業者等に対する保証料の一部助成	平成26年度 ～平成30年度	3,624				
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	1,100 1,100 899 300 225				
14 砥川地区県営かんがい排水事業 (除塵設備) 益 城 町	平成26年度	30,000				
15 梅洞地区県営経営体育成基盤整備事業 熊 本 市	平成26年度 ～平成27年度	130,000				
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度	94,000 36,000				
16 長坂地区県営経営体育成基盤整備事業 山 鹿 市	平成26年度	80,000				
17 梅洞地区農地防災事業 熊 本 市	平成26年度 ～平成27年度	520,000				
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度	386,000 134,000				
18 島田地区農地防災事業 熊 本 市	平成26年度 ～平成27年度	1,315,000				
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度	790,000 525,000				

事 項	期 間	限 度 額													
19 小白地区農地防災事業 熊本市・玉名市	平成26年度 ～平成27年度	千円 460,100													
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度	318,500 141,600													
20 田原地区農地防災事業 益 城 町	平成26年度	60,000													
21 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、平成25年度において総額 4 億円の範囲 内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利 子補給	平成26年度 ～平成45年度	26,956													
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度 平成36年度 平成37年度 平成38年度 平成39年度 平成40年度 平成41年度 平成42年度 平成43年度 平成44年度 平成45年度	4,711 4,711 4,343 3,495 2,595 1,947 1,573 1,242 946 649 356 135 60 52 45 36 28 20 8 4													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施設 等 資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>15年 以内</td> <td rowspan="2">年1.25% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5 年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利用 施設 等 資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.4% 以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期 間	利 子 補給率	個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内	育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5 年 以内	共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.4% 以内		
区 分	期 間	利 子 補給率													
個人 施設 等 資金	130トン未満の漁船 その他の施設	15年 以内	年1.25% 以内												
	育成期間が通常 1 年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5 年 以内													
共同 利用 施設 等 資金	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.4% 以内												
22 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁 業者に対し、平成25年度において総額 1 億円の 範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対す る利子補給	平成26年度 ～平成35年度	8,131													
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度 平成33年度 平成34年度 平成35年度	1,251 1,251 1,254 1,160 982 803 627 446 268 89													
23 平成16年度における金融円滑化特別資金損失 補償 金融機関が平成16年度に金融円滑化特別資金 として融資した資金について平成25年度以降に 熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場 合の損失補償	平成25年度 ～平成29年度	119,649													

事 項	期 間	限 度 額
24 平成17年度から平成18年度における中小企業無担保クイック融資損失補償 金融機関が平成17年度から平成18年度に中小企業無担保クイック融資として融資した資金について平成25年度以降に熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成25年度 ～平成31年度	千円 102,347
25 平成17年度から平成24年度における中小企業対策融資損失補償 金融機関が平成17年度から平成24年度に中小企業対策融資として融資した資金について平成25年度以降に熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成25年度 ～平成37年度	1,468,115
26 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額351億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成25年度 ～平成38年度	122,160
27 企業立地促進費補助	平成26年度 ～平成29年度	2,685,000
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度	885,000 600,000 600,000 600,000
28 地域道路改築事業 (国道389号下田南3号トンネル) 天 草 市	平成26年度 ～平成28年度	1,150,000
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度	400,000 500,000 250,000
29 県立特別支援学校施設整備事業 熊 本 市	平成26年度	1,669,000
30 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	平成25年度 ～平成35年度	元金1,487,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
31 県有施設等管理業務	平成26年度 ～平成30年度	1,624
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	337 341 344 344 258

事 項	期 間	限 度 額
32 情報処理関連業務	平成26年度 ～平成30年度	千円 295,975
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	120,190 46,876 46,876 46,876 35,157
33 事務機器等賃借	平成26年度 ～平成32年度	1,798,972
	年次別内訳 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度	391,804 369,874 372,719 372,707 258,874 26,497 6,497

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良 国庫補助事業費	千円 2,049,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
農地海岸保全 国庫補助事業費	491,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地防災 国庫補助事業費	329,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
湛水防除 国庫補助事業費	354,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
林道 国庫補助事業費	827,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	
治山 国庫補助事業費	2,476,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	は、当該見 直し後の利 率)	
保安林整備 国庫補助事業費	210,000	り入れることがで きる。		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	182,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
漁港 国庫補助事業費	581,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
道路橋りょう 国庫補助事業費	5,198,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
道路維持 国庫補助事業費	2,693,000	ことができる。		
河川 国庫補助事業費	4,560,000			
砂防 国庫補助事業費	2,733,000			
河川海岸保全 国庫補助事業費	148,000			
港湾建設 国庫補助事業費	514,000			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路 国庫補助事業費	千円 3,083,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
都市公園整備 事業費	353,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
公営住宅 建設事業費	428,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
空港直轄事業 負担金	194,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	
農地海岸直轄事業 負担金	240,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	
道路直轄事業 負担金	3,424,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	は、当該見 直し後の利 率)	
河川直轄事業 負担金	4,487,000	り入れることがで きる。		
砂防直轄事業 負担金	187,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
港湾直轄事業 負担金	738,000	は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
耕地災害過 年国庫 発生補助事業費	38,000			
治山災害現 年国庫 発生補助事業費	2,000			
治山災害過 年国庫 発生補助事業費	237,000			
漁港災害現 年国庫 発生補助事業費	6,000			
公共土木現 年国庫 発生補助事業費	366,000			
公共土木過 年国庫 発生補助事業費	555,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育施設過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	千円 22,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
産 業 廃 棄 物 最 終 処 分 場 整 備 事 業 費	1,398,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
家 畜 保 健 衛 生 所 整 備 事 業 費	33,000			
単 県 治 山 事 業 費	56,000			
漁 業 取 締 船 建 造 事 業 費	474,000			
産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 事 業 費	36,000			
県 有 施 設 耐 震 整 備 事 業 費	22,000			
単 県 道 路 整 備 費 事 業 費	6,414,000			
単 県 河 川 整 備 費 事 業 費	1,368,000			
単 県 砂 防 整 備 費 事 業 費	305,000			
単 県 河 川 海 岸 整 備 事 業 費	128,000			
単 県 街 路 整 備 費 事 業 費	60,000			
単 県 公 園 整 備 費 事 業 費	36,000			
警 察 施 設 整 備 費 事 業 費	720,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	366,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立高等学校整備 事業費 臨時財政対策債 退職手当債	千円 2,258,000 53,000,000 2,803,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 有 林 整 備 費 事 業 費</p>	<p>76,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>
<p>計</p>	<p>107,272,000</p>			

## 平成 2 5 年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,203,960 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

## (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

## (地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		3,935
	1 一般会計繰入金	3,935
2 繰 越 金		214,665
	1 繰 越 金	214,665
3 諸 収 入		1,697,360
	1 貸付金元利収入	1,697,360
4 県 債		288,000
	1 県 債	288,000
歳 入 合 計		2,203,960

歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 563,434
	1 中小企業振興資金	563,434
2 公 債 費		1,160,839
	1 公 債 費	1,160,839
3 諸 支 出 金		479,687
	1 繰 出 金	479,687
歳 出 合 計		2,203,960

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
財団法人くまもとテクノ産業財団の未収債権 損失補償（設備貸与事業（国制度分）） 財団法人くまもとテクノ産業財団が平成25年 度に行う設備貸与事業 2 億円の未収債権に対す る損失補償	平成25年度 ～平成38年度	千円 90,000

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業振興資金貸付事業費	千円 288,000	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構貸付金 の借入れ	年4.1% 以 内	据置期間を含め 20年以内 年賦元金均等償 還

平成 2 5 年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144,613 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		22,500
	1 一般会計繰入金	22,500
2 繰 越 金		4,711
	1 繰 越 金	4,711
3 諸 収 入		72,402
	1 貸付金元利収入	72,402
4 県 債		45,000
	1 県 債	45,000
歳 入 合 計		144,613

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		144,613
	1 母子寡婦福祉資金	144,613
歳 出 合 計		144,613



第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
母子寡婦福祉資金貸付 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号） に基づき実施する母子及び寡婦に対する技能習 得資金、生活資金、修学資金、及び修業資金の 貸付け	平成26年度	千円
	～平成29年度	96,602
	年次別内訳	
	平成26年度	57,554
	平成27年度	30,369
	平成28年度	8,288
	平成29年度	391

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
母子寡婦福祉 資金貸付金	千円 45,000	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	母子及び寡婦福 祉法第37条の定め るところによる。

平成 2 5 年度熊本県収入証紙特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,000,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		2,713,000
	1 証 紙 収 入	2,713,000
2 繰 越 金		287,000
	1 繰 越 金	287,000
歳 入 合 計		3,000,000
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 諸 支 出 金		3,000,000
	1 繰 出 金	3,000,000
歳 出 合 計		3,000,000

## 平成 2 5 年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 282,482千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		18,128
	1 使 用 料	18,128
2 財 産 収 入		152,865
	1 財 産 運 用 収 入	162
	2 財 産 売 払 収 入	152,703
3 繰 入 金		76,378
	1 一 般 会 計 繰 入 金	70,550
	2 基 金 繰 入 金	5,828
4 繰 越 金		35,111
	1 繰 越 金	35,111
歳 入 合 計		282,482

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 教 育 費		282,482
	1 高 等 学 校 費	282,482
歳 出 合 計		282,482

平成 2 5 年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,153,333千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		617,187
	1 使 用 料	617,187
2 財 産 収 入		38,714
	1 財 産 売 払 収 入	38,714
3 繰 入 金		1,399,900
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,399,900
4 繰 越 金		58,032
	1 繰 越 金	58,032
5 諸 収 入		9,500
	1 雑 入	9,500
6 県 債		1,030,000
	1 県 債	1,030,000
	歳 入 合 計	3,153,333

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		567,116
	1 港 湾 費	567,116
2 公 債 費		2,586,217
	1 公 債 費	2,586,217
歳 出 合 計		3,153,333

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>港湾整備事業費</p>	<p>千円 1,030,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

平成 2 5 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 550,811千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円
		6,837
	1 財 産 運 用 収 入	6,837
2 繰 入 金		45,336
	1 基 金 繰 入 金	45,336
3 繰 越 金		431,218
	1 繰 越 金	431,218
4 諸 収 入		67,420
	1 雑 入	67,420
歳 入 合 計		550,811



歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		82,041
	1 港 湾 費	82,041
2 公 債 費		468,770
	1 公 債 費	468,770
歳 出 合 計		550,811

平成 2 5 年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,017,770千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 県	債	1,017,770
	1 県	1,017,770
	債	1,017,770
歳 入 合 計		1,017,770
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土	木	1,017,770
	1 河川海岸費	1,017,770
	費	1,017,770
歳 出 合 計		1,017,770

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
<p>国庫補助河川用地 先行取得事業費</p>	<p>1,017,770</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>据置期間を含め 15年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。</p>

## 平成 2 5 年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,441,404 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 402,611
	1 国 庫 補 助 金	402,611
2 財 産 収 入		694
	1 財 産 運 用 収 入	694
3 繰 入 金		119,256
	1 基 金 繰 入 金	119,256
4 繰 越 金		346,739
	1 繰 越 金	346,739
5 諸 収 入		572,104
	1 貸 付 金 元 利 収 入	572,104
歳 入 合 計		1,441,404

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円
		1,441,404
	1 育 英 資 金	1,441,404
歳 出 合 計		1,441,404

平成 2 5 年度熊本県林業改善資金特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 314,789千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		805
	1 一般会計繰入金	805
2 繰 越 金		168,573
	1 繰 越 金	168,573
3 諸 収 入		145,411
	1 貸付金元利収入	145,411
歳 入 合 計		314,789
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		314,467
	1 林業改善資金	314,467
2 公 債 費		161
	1 公 債 費	161

款	項	金 額
		千円
3 諸 支 出 金		161
	1 繰 出 金	161
歳 出 合 計		314,789

平成 2 5 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,879千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		2,731
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,731
2 繰 越 金		30,777
	1 繰 越 金	30,777
3 諸 収 入		123,371
	1 貸 付 金 元 利 収 入	123,371
歳 入 合 計		156,879

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		千円
		156,879
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	156,879
歳 出 合 計		156,879

平成 2 5 年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 301,292千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 繰 越 金		千円
		101,000
	1 繰 越 金	101,000
2 諸 収 入		200,292
	1 貸 付 金 元 利 収 入	200,292
歳 入 合 計		301,292



歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		200,292
	1 市町村振興資金	200,292
2 諸 支 出 金		101,000
	1 繰 出 金	101,000
歳 出 合 計		301,292

平成 25 年度熊本県流域下水道事業特別会計予算

平成 25 年度熊本県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,950,716 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		1,532,702
	1 負担金	1,532,702
2 国庫支出金		514,480
	1 国庫補助金	514,480
3 繰入金		328,743
	1 一般会計繰入金	328,743
4 繰越金		257,291
	1 繰越金	257,291
5 諸収入		7,500
	1 雑収入	7,500
6 県債		310,000
	1 県債	310,000
歳入合計		2,950,716

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		2,286,489
	1 流域下水道費	2,286,489
2 公 債 費		660,477
	1 公 債 費	660,477
3 諸 支 出 金		3,750
	1 繰 出 金	3,750
歳 出 合 計		2,950,716

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (水処理施設等) 熊 本 市	平成26年度	千円 465,600

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	千円 139,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
球磨川上流流域 下水道事業費	82,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
八代北部流域 下水道事業費	89,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
計	310,000			

平成 25 年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

平成 25 年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 482,584 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		28,619
	1 財 産 運 用 収 入	28,619
2 繰 入 金		26,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	26,000
3 繰 越 金		49,965
	1 繰 越 金	49,965
4 県 債		378,000
	1 県 債	378,000
歳 入 合 計		482,584

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		88,292
	1 工 鉱 業 費	88,292
2 公 債 費		356,126
	1 公 債 費	356,126
3 諸 支 出 金		38,166
	1 繰 出 金	38,166
歳 出 合 計		482,584

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>用地造成事業費</p>	<p>千円  378,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

平成 25 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
平成 25 年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算  
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,801,710 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		914,627
	1 分担金及び負担金	914,627
2 チ ッ ソ 貸 付 費		2,668,825
	1 諸 収 入	2,668,825
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 繰 入 金	276,267
4 支 援 措 置 費		5,587,453
	1 国 庫 支 出 金	3,648,375
	2 繰 入 金	1,029,078
	3 県 債	910,000
5 一 時 金 支 払 関 係 費		354,538
	1 繰 入 金	354,538
歳 入 合 計		9,801,710

歳 出		
款	項	金 額
1 水俣湾堆積汚泥 処 理 事 業 費		千円 1,586,795
	1 公 債 費	1,586,795
2 チ ッ ソ 貸 付 費		5,645,032
	1 公 債 費	5,645,032
3 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		276,267
	1 公 債 費	276,267
4 支 援 措 置 費		1,939,078
	1 環 境 費	910,000
	2 公 債 費	1,029,078
5 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		354,538
	1 公 債 費	354,538
歳 出 合 計		9,801,710

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円  910,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

平成 2 5 年度熊本県公債管理特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,119,524千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		189,390
	1 財 産 運 用 収 入	189,390
2 繰 入 金		39,352,399
	1 一 般 会 計 繰 入 金	38,255,399
	2 基 金 繰 入 金	1,097,000
3 県 債		29,577,735
	1 県 債	29,577,735
歳 入 合 計		69,119,524
歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 費		69,119,524
	1 公 債 費	69,119,524
歳 出 合 計		69,119,524

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 29,577,735	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

平成 2 5 年度熊本県就農支援資金貸付特別会計予算

平成 2 5 年度熊本県の就農支援資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 293,798千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」に  
よる。

(地方債)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすこ  
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2  
表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		16,583
	1 一般会計繰入金	16,583
2 繰 越 金		98,145
	1 繰 越 金	98,145
3 諸 収 入		146,014
	1 貸付金元利収入	146,014
4 県 債		33,056
	1 県 債	33,056
歳 入 合 計		293,798

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		250,259
	1 就 農 支 援 資 金	250,259
2 公 債 費		29,026
	1 公 債 費	29,026
3 諸 支 出 金		14,513
	1 繰 出 金	14,513
歳 出 合 計		293,798

第 2 表 地 方 債				
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
就 農 支 援 資 金 貸 付 金	千円 33,056	政 府 貸 付 金 の 借 入 れ	無 利 子	据 置 期 間 を 含 め 21 年 以 内 半 年 賦 元 金 均 等 償 還

平成 2 5 年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 5 年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 141,368,400kWh

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		1,405,976千円
第 1 項 営業収益		1,394,689千円
第 2 項 営業外収益		11,287千円
	支	出
第 1 款 事業費		1,496,780千円
第 1 項 営業費用		1,257,236千円
第 2 項 営業外費用		52,706千円
第 3 項 特別損失		166,838千円
第 4 項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額990,281千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,440千円及び過年度分損益勘定留保資金942,841千円で補てんするものとする。)

	収	入
第 1 款 資本的収入		757,538千円
第 1 項 他会計からの返還金		371,142千円
第 2 項 荒瀬ダム関連交付金等		386,396千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		1,747,819千円
第 1 項 建設改良費		1,335,159千円
第 2 項 企業債償還金		137,106千円
第 3 項 他会計への繰出金		265,554千円
第 4 項 予備費		10,000千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

  第 1 款 事業費

    第 1 項 営業費用

    第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。



(1) 職員給与費 549,478千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成 2 5 年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 5 年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数 38箇所

(2) 年間総給水量 8,478,585m<sup>3</sup>

(3) 一日平均給水量 23,229m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	801,515千円
第 1 項 営業収益	669,470千円
第 2 項 営業外収益	132,045千円

支 出

第 1 款 事業費	1,033,132千円
第 1 項 営業費用	876,827千円
第 2 項 営業外費用	149,305千円
第 3 項 予備費	7,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額125,219千円は、過年度分損益勘定留保資金125,219千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	1,345,307千円
第 1 項 企業債	365,000千円
第 2 項 長期借入金	371,442千円
第 3 項 工事受託金	255,708千円
第 4 項 補助金	130,737千円
第 5 項 雑収入	189,420千円
第 6 項 工事負担金	33,000千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1,470,526千円
第 1 項 建設改良費	469,948千円
第 2 項 企業債償還金	628,006千円
第 3 項 長期借入金償還金	372,572千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
八代工業用水道 導水管耐震化事業	118,000	(借入先) 銀行、財務省、地 方公共団体金融機 構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年 5.0 % 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含 め 30 年以内 半年賦元利均 等償還又は元金 均等償還等 ただし、財政 その他の都合に より、繰上償還 をなし、又は借 換えをすることが できる。
資本費平準化債	247,000			
計	365,000			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 3 条 支 出

第 1 款 事業費

第 1 項 営業費用

第 2 項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

62,919千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、213,118千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

## 平成25年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間普通駐車台数	110,356台
(2) 年間定期駐車台数	3,480台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			128,580千円
第1項 営業収益			127,407千円
第2項 営業外収益			1,173千円
	支	出	
第1款 事業費			80,167千円
第1項 営業費用			68,964千円
第2項 営業外費用			9,203千円
第3項 予備費			2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			0千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,615千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成 2 5 年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 5 年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 150床
- (2) 年間患者数
  - 入 院 44,895人
  - 外 来 32,340人
- (3) 一日平均患者数
  - 入 院 123人
  - 外 来 110人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 病院事業収益			1,623,495千円
第 1 項 医療収益			838,851千円
第 2 項 医療外収益			784,644千円
	支	出	
第 1 款 病院事業費用			1,613,639千円
第 1 項 医療費用			1,522,028千円
第 2 項 医療外費用			91,561千円
第 3 項 予 備 費			50千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額226,552千円は過年度分損益勘定留保資金226,552千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款 資本的収入			0千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			226,552千円
第 1 項 建設改良費			37,217千円
第 2 項 企業債償還金			189,335千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成26年度 ～平成30年度	千円 86,173

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 895,133千円
- (2) 交 際 費 70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 7 条 たな卸資産の購入限度額は、79,199千円と定める。

公 告

熊本県公告第 2 0 1 号

山鹿市に事務所を置く鹿北土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西傘田 長	山鹿市鹿北町岩野 2 2 3 番地 1
理事	井上 雄介	山鹿市鹿北町芋生 1 2 6 2 番地
理事	井上 藤一郎	山鹿市鹿北町芋生 2 3 5 1 番地 2
理事	酒井 壽	山鹿市鹿北町芋生 3 4 6 2 番地 3
理事	井上 計二	山鹿市鹿北町芋生 8 8 7 番地
理事	一法師 淳史	山鹿市鹿北町多久 1 8 3 5 番地
理事	西田 武尚	山鹿市鹿北町多久 1 6 4 3 番地
理事	深牧 博義	山鹿市鹿北町椎持 2 1 8 4 番地
理事	河内 源太郎	山鹿市鹿北町椎持 1 1 1 番地
理事	堤 雄一	山鹿市鹿北町岩野 4 4 9 1 番地 3
監事	松本 潤一	山鹿市鹿北町椎持 2 7 6 番地
監事	本田 隆一	山鹿市鹿北町多久 1 9 2 4 番地 1
就任		
理事	西傘田 長	山鹿市鹿北町岩野 2 2 3 番地 1
理事	井上 雄介	山鹿市鹿北町芋生 1 2 6 2 番地
理事	井上 藤一郎	山鹿市鹿北町芋生 2 3 5 1 番地 2
理事	酒井 壽	山鹿市鹿北町芋生 3 4 6 2 番地 3
理事	白木 斎	山鹿市鹿北町芋生 3 6 3 4 番地
理事	一法師 淳史	山鹿市鹿北町多久 1 8 3 5 番地
理事	藤本 信明	山鹿市鹿北町多久 1 5 0 4 番地
理事	深牧 博義	山鹿市鹿北町椎持 2 1 8 4 番地
理事	河内 源太郎	山鹿市鹿北町椎持 1 1 1 番地
理事	堤 雄一	山鹿市鹿北町岩野 4 4 9 1 番地 3
監事	松本 潤一	山鹿市鹿北町椎持 2 7 6 番地
監事	本田 隆一	山鹿市鹿北町多久 1 9 2 4 番地 1

熊本県公告第 2 0 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第 2 0 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

熊本県公告第 2 0 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があつたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス芦北店  
葦北郡芦北町大字芦北字西割南 2 1 3 0 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目 1 0 番 1 号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 2 5 年 1 0 月 5 日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1, 6 5 9 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物東側 6 8 台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物敷地北側 2 0 台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南東側 7 8 平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内南東側 1 1 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 1 0 時 閉店時刻 午後 1 0 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
1 箇所 建物敷地東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
2 4 時間
- 7 届出年月日  
平成 2 5 年 3 月 1 3 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び県南広域本部芦北地域振興局総務振興課  
平成 2 5 年 4 月 2 日から平成 2 5 年 8 月 2 日まで

熊本県公告第 2 0 5 号

医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 0 条の 6 の規定に基づき、平成 2 5 年 4 月 1 日から熊本県保健医療計画を変更したので、同法第 3 0 条の 4 第 1 3 項の規定により公示する。

なお、変更後の熊本県保健医療計画は、次の場所において縦覧に供する。

平成 2 5 年 4 月 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

縦覧できる場所等	所在地
熊本県情報プラザ	熊本市中央区水前寺六丁目 18-1
熊本健康福祉部健康福祉政策課	熊本市中央区水前寺六丁目 18-1
県央広域本部宇城地域振興局保健福祉環境部総務企画課 （宇城保健所）	宇城市松橋町久具 400-1
県北広域本部玉名地域振興局保健福祉環境部総務企画課 （有明保健所）	玉名市岩崎 1004-1
県北広域本部鹿本地域振興局保健福祉環境部総務企画課	山鹿市山鹿 465-2

(山鹿保健所) 県北広域本部菊池地域振興局保健福祉環境部総務企画課	菊池市隈府 1272-10
(菊池保健所) 県北広域本部阿蘇地域振興局保健福祉環境部総務企画課	阿蘇市内牧 1204
(阿蘇保健所) 県央広域本部上益城地域振興局保健福祉環境部総務企画課	上益城郡御船町辺田見 400
(御船保健所) 県南広域本部八代地域振興局保健福祉環境部総務企画課	八代市西片町 1660
(八代保健所) 県南広域本部芦北地域振興局保健福祉環境部総務企画課	水俣市八幡町二丁目 2-13
(水俣保健所) 県南広域本部球磨地域振興局保健福祉環境部総務企画課	人吉市寺町 12-1
(人吉保健所) 天草広域本部天草地域振興局保健福祉環境部総務企画課	天草市今釜新町 3530
(天草保健所)	

※上表のほか、変更後の熊本県保健医療計画は熊本県ホームページに掲載する。

**登載依頼**

**熊本県収用委員会公告第1号**

公 示 送 達  
 熊本県葦北郡津奈木町大字千代字湯尻502番3の土地所有者及び当該土地に関して所有権以外の権利を有する者並びに同地番の土地に存する物件の所有者（上下門簡易水道組合組合長 荒川隆光 を除く）及び当該物件に関して所有権以外の権利を有する者  
 土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。

記

平成25年3月22日付け平成24年度熊収裁決第3号裁決書（「一般国道3号改築工事（南九州西回り自動車道（21工区）「芦北出水道路」新設工事・熊本県葦北郡芦北町大字湯浦字椈谷地内から同郡津奈木町大字千代字湯尻地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに町道、普通河川及び農業用水路付替工事」に係る土地収用案件（熊収24第3号、第4号案件）の裁決書）

（注意）上記書類を受領しないときは、平成25年4月15日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成25年4月2日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

**熊本県公安委員会告示第3号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程（平成3年熊本県公安委員会規程第2号）第4条の規定により告示する。

平成25年4月2日

熊本県公安委員会委員長 武藤 徳子

- 委嘱年月日  
平成25年4月1日
- 委嘱を受けた者の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活動区域
生田 和吉	熊本市中央区黒髪二丁目4番21号	熊本北警察署管轄区域
池田 常雄	熊本市北区楠七丁目2番21号	〃

氏 名	住 所	活動区域
市原 敬助	熊本市北区龍田町弓削711番地12	熊本北警察署管轄区域
一安 紘文	熊本市中央区大江四丁目20番29号	〃
伊藤 博文	熊本市中央区山崎町65番地	〃
内田 一徳	熊本市北区鶴羽田町589番地	〃
鬼木 泰正	熊本市中央区安政町2番35号	〃
小野 洋一	熊本市中央区坪井三丁目8番6号	〃
木崎 宏	熊本市西区上熊本二丁目13番30-205号	〃
北御門 博子	熊本市中央区中央街7番13号	〃
楠 道博	熊本市北区武蔵ヶ丘二丁目12番12号	〃
黒川 大二	熊本市中央区岡田町5番7号	〃
五所 輝夫	熊本市北区打越町32番22号	〃
許斐 修子	熊本市中央区新屋敷一丁目16番1-501号	〃
坂本 学	熊本市北区鹿子木町561番地	〃
田尻 一男	熊本市北区梶尾町337番地2	〃
田上 貢	熊本市北区龍田五丁目10番15号	〃
田上 義人	熊本市西区花園一丁目1番15号	〃
多良木 慶輝	熊本市北区清水新地四丁目5番10号	〃
中山 紀雄	熊本市中央区白山一丁目1番28号	〃
西菌 謙吾	熊本市西区花園六丁目2番42号	〃
平井 力也	熊本市北区清水亀井町50番51号	〃
福岡 耕造	熊本市北区黒髪七丁目109番地	〃
福永 強一	熊本市北区麻生田四丁目13番11号	〃
松岡 政晴	熊本市北区龍田六丁目14番45号	〃
松永 季勝	熊本市北区龍田陳内三丁目23番20号	〃
村上 春行	熊本市北区下硯川町587番地	〃
森崎 淳一	熊本市西区京町本丁2番56号	〃
吉崎 征一	熊本市中央区九品寺三丁目5番11号	〃
芳村 義雄	熊本市中央区北千反畑町5番10号	〃
一門 哲也	熊本市南区近見八丁目8番93号	熊本南警察署管轄区域
小川 勝美	熊本市南区八分字町2325番地3	〃
尾村 哲	熊本市西区島崎四丁目7番14号	〃
木下 義信	熊本市南区無田口町1711番地1	〃
神澤 正純	熊本市中央区琴平一丁目4番33号	〃
児安 洋一	熊本市南区銭塘町430番地2	〃
椎葉 勇雄	熊本市南区川尻一丁目6番2号	〃
杉本 哲也	熊本市西区二本木三丁目11番3号	〃
高本 國廣	熊本市西区田崎二丁目3番80-305号	〃
高本 信人	熊本市南区田迎二丁目6番34号	〃
田崎 正幸	熊本市西区池上町1378番地3	〃
田上 平	熊本市南区海路口町3809番地1	〃
寺本 恒康	熊本市西区河内町岳1844番地8	〃
塘口 陸男	熊本市西区小島下町4604番地	〃
豊田 正尚	熊本市中央区本荘四丁目4番11号	〃
豊永 健一	熊本市南区御幸笛田四丁目18番5号	〃
中川 憲正	熊本市南区平田一丁目14番19-301号	〃
永田 良子	熊本市南区富合町田尻548番地1	〃
中村 剛	熊本市西区沖新町668番地	〃
能田 伸一郎	熊本市中央区琴平本町4番63-202号	〃
野中 良子	熊本市南区合志二丁目9番10号	〃
林田 隆	熊本市西区上代三丁目2番3号	〃
藤原 謙吾	熊本市中央区新町三丁目10番13号	〃
丸山 和敏	熊本市南区南高江四丁目1番17-4号	〃
宮崎 俊郎	熊本市南区出仲間二丁目2番13号	〃
村上 清孝	熊本市南区河内町船津2850番地	〃



氏 名	住 所	活動区域
吉田 誠義	熊本市中央区本荘町688番地2	熊本南警察署管轄区域
青木 良彦	熊本市東区東町三丁目6番28-11号	熊本東警察署管轄区域
安藤 敬久	熊本市東区保田窪本町3番48号	〃
石原 一學	熊本市中央区大江二丁目11番14号	〃
井長 精華	熊本市東区新外三丁目1番66号	〃
北野 純生	熊本市東区秋津二丁目5番67号	〃
清村 勝	熊本市中央区水前寺四丁目37番17号	〃
隈 志郎	熊本市中央区水前寺公園20番37号	〃
米田 篤司	熊本市東区戸島七丁目19番12号	〃
佐藤 久勝	熊本市中央区帯山五丁目40番24号	〃
嶋田 一範	熊本市東区上南部二丁目14番41号	〃
高木 昇	熊本市中央区国府一丁目7番11-401号	〃
高野 剛	熊本市東区尾ノ上二丁目12番9号	〃
田口 正直	熊本市東区花立一丁目6番20号	〃
田崎 建生	熊本市東区新生一丁目22番8号	〃
徳永 博	熊本市東区健軍二丁目23番10号	〃
内藤 守親	熊本市東区江津一丁目12番16号	〃
中村 勝則	熊本市中央区出水六丁目22番7号	〃
成瀬 烈大	熊本市東区長嶺南一丁目1番36号	〃
野見山 義之	熊本市東区御領五丁目1番30号	〃
濱田 明博	熊本市東区戸島西四丁目2番76号	〃
福永 眞己	熊本市東区長嶺東四丁目2番14号	〃
山村 哲徳	熊本市東区桜木五丁目9番12号	〃
渡邊 隆照	熊本市東区若葉三丁目17番4号	〃
今村 智博	玉名郡玉東町大字上木葉383番地1	玉名警察署管轄区域
上田 俊次	玉名郡南関町大字関町1502番地8	〃
上野 孝広	玉名市天水町小天265番地	〃
内尾 昌章	玉名市横島町横島638番地	〃
内田 暉枝	玉名市高瀬158番地1の1	〃
江上 正健	玉名郡和水町江田66番地4	〃
緒方 大海	玉名市岱明町上415番地1	〃
坂上 吉之	玉名市滑石1321番地2	〃
竹下 春夫	玉名郡和水町板楠2576番地	〃
竹本 久芳	玉名市天水町小天9253番地	〃
竹森 利徳	玉名市岱明町野口679番地1	〃
西川 攻	玉名市築地2458番地3	〃
開 勝年	玉名市天水町小天6961番地	〃
藤崎 忠義	玉名郡南関町大字関町1321番地2	〃
森 建一	玉名市石貫4246番地2	〃
吉田 誠二	玉名郡玉東町大字木葉754番地1	〃
浦田 裕一	荒尾市増永675番地2	荒尾警察署管轄区域
組脇 勝利	玉名郡長洲町大字長洲2168番地40	〃
坂口 悦生	荒尾市府本144番地2	〃
下河 天龍	荒尾市平山2131番地23	〃
長瀬 護雄	玉名郡長洲町大字宮野119番地6	〃
原 公聰	荒尾市野原656番地22	〃
古川 和也	荒尾市下井手511番地4	〃
前広 豊成	荒尾市荒尾1385番地1	〃
山口 輝幸	荒尾市下井手171番地	〃
山田 勝清	荒尾市上井手445番地2	〃
山道 力成	荒尾市川登1918番地10	〃
牛島 健二	山鹿市鹿本町来民1727番地1	山鹿警察署管轄区域
菊川 敏徳	熊本市北区植木町亀甲814番地	〃
小佐井 泰之	熊本市北区植木町小野1118番地1	〃

氏 名	住 所	活動区域
栗原 輝美	山鹿市鹿北町岩野115番地2	山鹿警察署管轄区域
栗原 典江	山鹿市下吉田633番地4	〃
古賀 寿	山鹿市南島1692番地2	〃
竹下 和昭	山鹿市鹿央町霜野1303番地	〃
富田 崇	山鹿市南島371番地2	〃
西田 克己	山鹿市津留3088番地	〃
村井 正臣	山鹿市菊鹿町下内田361番地2	〃
本山 幸嘉	山鹿市山鹿548番地3	〃
山部 澄友	熊本市北区植木町富応329番地	〃
山本 春江	熊本市北区植木町岩野317番地6	〃
横田 明	熊本市北区植木町鞍掛1766番地	〃
秋月 順子	菊池市隈府58番地	菊池警察署管轄区域
秋吉佐 智代	菊池市下河原5086番地	〃
岩永 誠	菊池市隈府1115番地4	〃
徳永 秀明	菊池市西寺1654番地15	〃
友田 淳一	菊池市泗水町永2659番地139	〃
中津 秀志	菊池市七城町砂田26番地2	〃
中村 道夫	菊池市旭志新明2688番地2	〃
東 浩司	菊池市旭志小原529番地2	〃
本田 正嗣	菊池市泗水町豊永3467番地1	〃
松田 道明	菊池市七城町孤入147番地1	〃
井本 勝則	合志市栄1225番地1	大津警察署管轄区域
有働 義則	合志市豊岡2000番地811	〃
岡田 磯雄	菊池郡大津町大字陣内1124番地2	〃
緒方 宏信	阿蘇郡西原村大字河原860番地	〃
倉原 英信	菊池郡大津町大字矢護川990番地 矢護川団地 6	〃
小椋 征朗	菊池郡菊陽町大字原水5271番地1	〃
櫻井 幸利	合志市福原1107番地	〃
田野 敏博	阿蘇郡西原村大字布田1173番地2	〃
塚本 文昭	合志市栄1229番地	〃
西岡 和明	菊池郡菊陽町大字曲手229番地	〃
野口 正一	合志市合生849番地	〃
古澤 榮一	菊池郡大津町大字大津23番地6	〃
松岡 功誠	阿蘇郡西原村大字鳥子1483番地	〃
村上 力雄	菊池郡菊陽町大字津久礼51番地2	〃
井上 幸一	阿蘇郡南小国町大字赤馬場3382番地の1	小国警察署管轄区域
時松 一義	阿蘇郡小国町大字下城2084番地	〃
中嶋 廣美	阿蘇郡小国町大字宮原2032番地の2	〃
荒井 咲子	阿蘇市一の宮町宮地4581番地	阿蘇警察署管轄区域
小野 將一	阿蘇市波野大字滝水196番地1	〃
高橋 誠一	阿蘇郡産山村大字山鹿2434番地	〃
松川シズノ	阿蘇市小里140番地	〃
森塚 孝行	阿蘇市赤水953番地3	〃
山口 澄雄	阿蘇市一の宮町宮地3310番地3	〃
山部 頼子	阿蘇市一の宮町宮地1968番地6	〃
荒牧 久利	阿蘇郡高森町大字上色見682番地	高森警察署管轄区域
大塚 弘倫	阿蘇郡高森町大字高森1310番地1	〃
中尾 親義	阿蘇郡南阿蘇村大字立野452番地1	〃
中野 義邦	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5174番地1	〃
勝本 一郎	上益城郡御船町大字木倉7095番地3	御船警察署管轄区域
熊宮 敏宏	上益城郡益城町大字安永671番地	〃
坂田 潤子	上益城郡益城町大字安永411番地19	〃
竹村 浩二	上益城郡甲佐町大字田口1182番地	〃

氏 名	住 所	活動区域
馬場 雅夫	上益城郡御船町大字陣2035番地3	御船警察署管轄区域
森田 優二	上益城郡御船町大字御船236番地	〃
山下 英二	上益城郡御船町大字木倉891番地5	〃
山本正一郎	上益城郡益城町大字安永575番地2	〃
米村 千晶	上益城郡甲佐町大字豊内192番地1	〃
渡辺 和也	上益城郡益城町大字馬水829番地7	〃
渡邊 佳子	上益城郡嘉島町大字上六嘉358番地	〃
荒木 新一	上益城郡山都町鶴ヶ田4050番地	山都警察署管轄区域
甲斐 光明	上益城郡山都町菅尾1254番地2	〃
下田 誠	上益城郡山都町下名連石842番地2	〃
田上 徳義	上益城郡山都町下馬尾175番地2	山都警察署管轄区域
伊藤恵理子	熊本市南区城南町今吉野1079番地1	宇城警察署管轄区域
上木 廣子	宇城市松橋町久具2142番地	〃
上野 松雄	宇城市小川町新田出1181番地	〃
上村 重子	宇城市三角町波多68番地	〃
緒方 秀年	下益城郡美里町原町46番地	〃
甲斐きみ子	宇土市網津町1421番地	〃
柏木 敏秀	宇城市松橋町松橋999番地	〃
白石 惇	宇土市古保里町633番地1	〃
高橋 篤	宇城市不知火町永尾725番地1	〃
谷山 次則	宇土市神馬町725番地	〃
中原 節子	熊本市南区城南町今吉野1065番地3	〃
前田 典洋	宇城市松橋町両仲間348番地1	〃
松本 克己	下益城郡美里町三和384番地1	〃
山口 俊一	宇城市三角町三角浦1159番地78	〃
山口 久代	宇土市下網田町1850番地1	〃
山口 義則	宇城市小川町小川60番地1	〃
山下 信夫	宇城市豊野町糸石1047番地1	〃
山本多美男	宇土市新開町161番地	〃
上村 一明	八代市坂本町百済来下4123番地1	八代警察署管轄区域
梅田 一夫	八代市千丁町吉王丸1525番地1	〃
江崎 博美	八代市大島町4865番地61	〃
大内 義輝	八代市西松江城町7番24号	〃
大原 友春	八代市二見本町1248番地	〃
亀山 光年	八代市高島町4615番地	〃
楠本 優	八代市郡築六番町25番地	〃
栗原 弘吉	八代市日奈久塩北町4353番地2	〃
武井弘治郎	八代市昭和日進町254番地5	〃
田中 啓子	八代市八幡町11番32号	〃
永松 将人	八代市千反町二丁目17番5号(402)	〃
中村都賜夫	八代市麦島東町2番11号	〃
林 純子	八代市岡町小路698番地	〃
福島 邦秋	八代市岡町中600番地1	〃
藤本 年明	八代市日置町103番地1	〃
古川 昭徳	八代市水島町2585番地	〃
元村 諒	八代市高下西町1172番地	〃
山口 正信	八代市宮地町178番地	〃
上村 俊司	八代市東陽町北4531番地1	氷川警察署管轄区域
滝本 龍夫	八代郡氷川町野津718番地3	〃
谷口 一雄	八代市鏡町塩浜234番地	〃
中路 潔	八代市鏡町下有佐370番地1	〃
元松 四男	八代郡氷川町網道812番地2	〃
本山 幸人	八代市泉町柿迫3120番地	〃
森崎 金蔵	八代郡氷川町宮原804番地2	〃

氏 名	住 所	活動区域
浦川 末廣	葦北郡芦北町大字小田浦2202番地1	芦北警察署管轄区域
篠原 紀男	葦北郡芦北町大字豊岡245番地	〃
下田 義治	葦北郡芦北町大字鶴木山853番地4の2	〃
齋藤 誠	葦北郡津奈木町大字小津奈木2113番地96	水俣警察署管轄区域
中村 靖	水俣市山手町1丁目3番17号	〃
福田 研二	水俣市栄町2丁目1番21号	〃
松田 喜正	水俣市旭町1丁目1番3号	〃
森下 紀裕	葦北郡津奈木町大字津奈木1256番地1	〃
山口 チエ	水俣市牧ノ内12番25号	〃
稲留 成長	人吉市南町4番地	人吉警察署管轄区域
佐田 栄次	人吉市上戸越町3649番地8	〃
瀧川 邦夫	球磨郡錦町大字木上東4番地37	〃
中竹 幸利	球磨郡山江村大字山田丁822番地1	〃
中村 和典	球磨郡五木村甲3374番地24	〃
那須 俊典	人吉市大畑町2520番地	〃
日當 三代喜	球磨郡球磨村大字渡乙2019番地1	〃
東 正治	球磨郡錦町大字西1604番地1	〃
冷水 邦彦	人吉市下城本町1734番地4	〃
福屋 民夫	人吉市西間上町1578番地	〃
三木 茂	人吉市中神町字馬場32番地5	〃
宮村 千敏	球磨郡相良村大字柳瀬817番地8	〃
小田 辰幸	球磨郡多良木町大字多良木118番地	多良木警察署管轄区域
尾曲 幸輔	球磨郡あさぎり町免田西2278番地	〃
久保田 澄明	球磨郡あさぎり町岡原北1136番地	〃
野田 勇次郎	球磨郡あさぎり町深田西2393番地2	〃
藤本 伸介	球磨郡湯前町2102番地1	〃
松村 憲一	球磨郡あさぎり町須恵3096番地	〃
山神 直樹	球磨郡水上村岩野3319番地	〃
吉岡 孝	球磨郡多良木町大字多良木49番地	〃
石川 榮一	天草市古川町5番11号	天草警察署管轄区域
上元 正純	天草市新和町小宮地6584番地	〃
江浦 むつえ	天草市下浦町2358番地	〃
大水 敏文	天草郡苓北町富岡2580番地	〃
檉山 武久	天草市佐伊津町2783番地	〃
梶山 勝	天草市中村町11番23号	〃
川上 勝昭	天草市有明町下津浦38番地	〃
嶋村 恒晴	天草市栖本町古江833番地2	〃
園田 溢	天草市天草町大江3031番地	〃
田中 貴子	天草市本渡町広瀬136番地7	〃
遠山 春樹	天草市有明町赤崎2023番地1	〃
富永 千賀子	天草市本渡町本渡986番地1	〃
松木 昭十四	天草市五和町御領9628番地16	〃
吉鶴 政美	天草市倉岳町宮田3878番地	〃
久保田 武敬	上天草市松島町阿村1508番地	上天草警察署管轄区域
鍬釣 文男	上天草市大矢野町上2119番地	〃
小幡 一義	上天草市大矢野町維和41番地1	〃
高木 一喜	上天草市龍ヶ岳町大道1985番地	〃
松本 初雪	上天草市松島町教良木5939番地	〃
佐藤 剛作	天草市牛深町83番地1	牛深警察署管轄区域
杉本 重朗	天草市牛深町1539番地1	〃
登 元生	天草市河浦町河浦5690番地	〃
橋本 敬子	天草市深海町3215番地	〃